

入札監理小委員会における審議の結果報告

(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 本社情報ネットワークシステム管理業務

(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構が実施する「本社情報ネットワークシステム管理業務」については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成28年4月より民間競争入札による業務を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会で審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 総合評価における価格点と技術点の配分について

【論点】

価格点と技術点の配分を1：2としているが、1：2とするならば「特別な知識や能力が必要な業務」であることが必要である。実施要項（案）からは一般的な運用管理業務に見えるが、1：2とする理由は何か。また、配点合計が90点（技術点60点：価格点30点）と少ないため、技術点1点に係る金額が大きくなり過ぎている。

【対応】（資料1-2 PP11）

請負事業者の技術力を評価する場合の機構における基本形として1：2としていたが、特別な技術力を求める業務ではないため1：1に改めた。

また、配点については配点合計2,000点とし、得点配分についても大幅に見直した。（技術点1,000点：価格点1,000点）

2. 従来の実施状況に関する情報の開示について

【論点】

「従来の実施に要した人員」の注記事項に「上記人員以外に非常駐の運用管理支援員が業務に従事している」とあるが、どれくらいの人員が従事したのかを明示すべきではないか。

【対応】（資料1-2 PP24）

非常駐の運用管理支援員の人員・工数を明示した。人員については述べ人員ではなく人月換算（1人月＝160時間）とし、実態に近い数字を記載した。

3. 評価項目について

【論点】

評価項目において「機構にとって有益な」という言葉が使われているが、新規事業者は機構にとって何が有益なのかは知る由はなく、業務を熟知している現行事業者が有利となるのではないか。

【対応】（資料1-2 PP154）

「機構にとって有益な」という文言を削除し、機構の運用管理業務を実施していることが有利と成り得る評価項目については、一般的な運用管理業務の「知見・経験」を

有していれば不利とならないような評価項目に見直した。

4. 実施要項(案)全般について

【論点】

本案件は機構特有の業務システムの運用管理業務ではなく、一般的なネットワークシステムの管理業務であり、より幅広い事業者が応札可能な内容である。

競争性・公平性を十分確保した実施要項を用いて調達を行うことにより、競争性を機能させ経費の削減も可能であると考えられるが、本実施要項(案)からは競争性や公平性が十分に伝わらないため、見直しが必要ではないか。

【対応】(再審議を伴う全面的な修正を実施)

小委員会での指摘を踏まえて、競争性・公平性を確保することを重視し、実施要項(案)を全面的に見直した。

5. 創意工夫の発揮可能性について

【論点】

「実績に基づく具体的な提案を行なうこと」という記載があるが、競争性の観点から実績の有無を問わず提案できるようにすべきではないか。

【対応】(資料 1-2 PP6, 7)

「実績に基づく」という表現を削除し、記載内容を修正した。

6. 意見募集の結果報告

- ・ 31 日間の意見募集期間に現行請負事業者を含む 8 者から 70 件の意見が寄せられた。
- ・ 業務範囲の明確化を中心とした 22 件の修正を行った。
- ・ 意見内容が的確であり、現行請負者からのリプレースに対する高い意欲が感じられ、複数応札が期待出来る内容であった。

以上